

## 第 36 問【解答例】

## 第 1 欄

## (1) 甲土地について 1 番目に申請した登記

登記の目的	1 番所有権登記名義人住所変更
申請 事 項 等	登記原因 及びその日付 平成 27 年 9 月 1 日住所移転  上記以外の 申請事項等 変更後の事項 共有者甲野一郎の住所 千葉市中央区富士見九丁目 8 番 7 号 申請人（被代位者）甲野一郎 代位者 甲野花子 代位原因 平成 28 年 4 月 8 日財産分与による所有権移転登記請求権
添付情報	ア, ウ
登録免許税額	金 1 0 0 0 円

## (2) 甲土地について 2 番目に申請した登記

登記の目的	甲野一郎持分全部移転
申請 事 項 等	登記原因 及びその日付 平成 28 年 4 月 8 日財産分与  上記以外の 申請事項等 権利者（申請人）持分 2 分の 1 甲野花子 義務者 甲野一郎
添付情報	ア, エ
登録免許税額	金 6 2 5 9 0 0 円

## (3) 司法書士法務直子が助言した手続きの内容及びその理由

執行文の付与の手続きを受ける必要がある。財産分与に基づく所有権移転登記を受けるため には反対給付の履行が必要だから。

## 第 2 欄

## (1) 甲土地について 1 番目に申請した登記

登記の目的	1 番, 2 番所有権登記名義人住所変更
申請 事 項 等	登記原因 及びその日付 平成 28 年 5 月 3 日住所移転  上記以外の 申請事項等 変更後の事項 住所 東京都豊島区池袋五丁目 5 番 5 号 申請人 甲野花子
添付情報	オ
登録免許税額	金 1 0 0 0 円

(2) 甲土地について 2 番目に申請した登記

登記の目的	3 番抵当権移転	
申請事項等	登記原因及びその日付	平成 18 年 7 月 1 日合併
	上記以外の申請事項等	抵当権者 (被合併会社 株式会社 F 銀行) 株式会社 H 銀行 (会社法人等番号 0104-01-654321)
添付情報	カ	
登録免許税額	金 2 万 5 0 0 0 円	

(3) 甲土地について 3 番目に申請した登記

登記の目的	3 番抵当権及び 4 番根抵当権抹消	
申請事項等	登記原因及びその日付	平成 28 年 5 月 25 日解除
	上記以外の申請事項等	権利者 甲野花子 義務者 株式会社 H 銀行 (会社法人等番号 0104-01-654321)
添付情報	キ, ク, チ, セ	
登録免許税額	金 1 0 0 0 円	

(4) 甲土地について 4 番目に申請した登記

登記の目的	登記不要	
申請事項等	登記原因及びその日付	
	上記以外の申請事項等	
添付情報		
登録免許税額		

第 3 欄

(1) 甲土地について 1 番目に申請した登記

登記の目的	2 番根抵当権一部移転	
申請事項等	登記原因及びその日付	平成 28 年 6 月 24 日一部譲渡
	上記以外の申請事項等	権利者 Q 食品有限会社 (会社法人等番号 0110-02-876543) 義務者 株式会社 P 商事 (会社法人等番号 0104-01-345678)
添付情報	ケ, シ, ネ (甲野花子のもの)	
登録免許税額	金 1 0 万円	

## (2) 乙建物について申請すべき登記があるときは、その登記

登記の目的	共同根抵当権設定（追加）
申請 事 項 等	<p>登記原因 及びその日付 平成 28 年 6 月 24 日設定</p> <p>上記以外の 申請事項等</p> <p>極度額 金 1 億円</p> <p>債権の範囲 株式会社 P 商事について      売買取引 買付委託取引 販売委託取引      Q 食品有限会社について      売買取引 平成 28 年 1 月 8 日特約販売契約</p> <p>債務者 株式会社 P 商事について      横浜市港北区日吉八丁目 1 番 1 号 株式会社 A レストラン      Q 食品有限会社について      東京都豊島区池袋五丁目 5 番 5 号 甲野花子</p> <p>根抵当権者 Q 食品有限会社      (会社法人等番号 0110-02-876543)      株式会社 P 商事      (会社法人等番号 0104-01-345678)</p> <p>設定者 株式会社 A レストラン      (会社法人等番号 0200-01-987654)</p>
添付情報	コ, ソ, ト, ネ (株式会社 A レストランのもの), ハ
登録免許税額	金 1500 円 (登録免許税法第 13 条第 2 項)

第 37 問【解答例】

第 1 欄

【登記の事由】

取締役、代表取締役、監査役及び会計監査人の変更  
監査役設置会社の定め廃止  
監査役会設置会社の定め廃止  
監査等委員会設置会社の定め設定  
重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定め設定  
第 1 回新株予約権の一部行使  
新株予約権の行使期間満了

【登記すべき事項】

監査役 D は、平成 28 年 5 月 30 日退任  
監査役（社外監査役） E 及び F は、同日退任  
取締役 C は、同日退任  
次の者は、同日重任  
    取締役 A，同 B  
    東京都新宿区甲町 1 番地  
    代表取締役 A  
    会計監査人 さくら花子  
次の者は、同日就任  
    取締役（社外取締役） G  
    取締役・監査等委員 D  
    取締役・監査等委員（社外取締役） E  
    取締役・監査等委員（社外取締役） F  
同日監査役設置会社の定め廃止  
同日監査役会設置会社の定め廃止  
同日監査等委員会設置会社の定め設定  
同日重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定を設定  
    重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある  
平成 28 年 5 月 31 日変更  
    発行済株式の総数 5090 株  
    資本金の額 金 5 億 450 万円  
    第 1 回新株予約権の数 10 個  
    新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 10 株  
平成 28 年 6 月 1 日新株予約権行使期間満了

【登録免許税額】

金 1 2 万 1 5 0 0 円

【添付書面の名称及び通数】

株主総会議事録 1 通  
取締役会議事録 2 通  
取締役の就任承諾書 6 通  
代表取締役の就任承諾書 1 通  
本人確認証明書 4 通  
会計監査人の資格証明書 1 通  
行使があったことを証する書面 3 通  
払込みがあったことを証する書面 1 通  
資本金の額の計上に関する証明書 1 通  
委任状 1 通

第 2 欄

【登記の事由】

吸収分割による変更  
取締役及び監査役の変更  
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め廃止

【登記すべき事項】

平成 2 8 年 7 月 1 日変更  
発行済株式の総数 2 0 0 0 株  
資本金の額 金 7 5 0 0 万円  
同日東京都中央区中央一丁目 1 番 1 号ワンツー株式会社から分割  
同日取締役 A 就任  
監査役 K は、平成 2 8 年 6 月 2 8 日退任  
同日監査役 L 就任  
同日監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め廃止

【登録免許税額】

金 1 8 万 5 0 0 0 円

**【添付書面の名称及び通数】**

吸収分割契約書 1 通  
株主総会議事録 2 通  
就任承諾書 2 通  
本人確認証明書 2 通  
公告及び催告をしたことを証する書面 2 通  
異議を述べた債権者はいない  
資本金の額の計上に関する証明書 1 通  
登記事項証明書 1 通  
委任状 1 通

**第 3 欄**

**【登記することができない事項】**

スリー株式会社における代表取締役 A の就任

**【理由】**

取締役就任前の者を代表取締役に選定することはできないところ、A は取締役会における代表取締役選定の決議がされた時点でいまだ取締役に就任していないため。